

事業目的

・児童福祉法第6条の3第2項(放課後児童健全育成事業)に基づき、小学校に就学している子どもで、保護者が就労により昼間家庭にいない子どもや、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない子どもを対象として、その放課後の時間帯において子どもに適切な遊び及び生活の場を提供し、子どもの「遊び」及び「生活」を支援することを通して、その子どもの健全育成を図ることを目的とする。

1. 申し込みについて

(1) 申し込みの対象者

・令和6年度に小学校に就学する1年生～6年生までの児童で、当クラブの定める理由により、昼間家庭において児童の健全な育成ができないと認められる家庭の児童。

(2) 手続き方法

・「令和6年度ほくぼう児童クラブ利用申込書」(以下、「申込書」という)に必要事項を記入し、申込期間内にほくぼう児童クラブまでご提出ください。

※児童一人につき1枚必要です。

(3) 入所までの流れ

令和5年 11月	令和5年 12月	令和6年 1月中旬		令和6年 1月下旬	令和6年 2月末まで
児童クラブ説明会 (11日)	申込書提出 (23日締切)	面談(10～12日) ・児童の様子 ・家庭環境調査	審査 ・利用選考 ・利用調整	決定通知書送付 見送り通知書送付	利用同意書など提出 (4月利用予定表のみ 3月25日までの提出)

- ・申込書は期間内に提出してください。
- ・期間を過ぎて提出された場合、受付できません。
- ・面談は、初めて利用する児童は三者面談。継続利用希望児童は、保護者との二者面談。(3.その他参照)

2. 利用について

(1) 開所時間及び閉所日

開所日	月曜日から土曜日まで	
利用時間(基本)	学校授業日	下校時～18:00 延長は18:30まで
	学校休業日(土曜日/長期休み)	8:00～18:00 延長は7:30～、～18:30
閉所日	日曜日・祝祭日	
	お盆(8月13日～16日)	
	年末年始(12月29日～翌年1月3日)	
	学校閉鎖の日 ※学級閉鎖(学年閉鎖)の場合は、その該当学級及び学年の児童	
	その他必要と認める時	

- ・利用日については、事前に利用予定表にて毎月25日(厳守)までにお知らせください。
- ・短縮授業や警報等で学校が臨時休校になった場合は、開所時間を変更して対応します。

(2) 利用料

・入会金 1,000 円 (損害保険費 800 円と残金を保護者会の運営費用)

利用料	常時利用		一時利用	
	月額		1 時間	1 日上限
	8,000 円		200 円	1,500 円
延長料金①	15 分 100 円	(7:30~8:00) (18:00~18:30)	15 分 100 円	(7:30~8:00) (18:00~18:30)
延長料金②	15 分 400 円	(18:30~)	15 分 400 円	(18:30~)

※延長料金はタイムカードの時間に基づきます。

【長期休業期間の別途加算料金】 ※授業日及び開所日数の変動により、加算料金が変わる場合があります

	常時利用		一時利用	
	月額		1 時間	上限
春休み(4月)	3,000 円	土曜日の利用を含む	200 円	6,000 円
春休み(翌3月)	2,000 円	土曜日の利用を含む	200 円	5,000 円
夏休み(7月)	4,000 円	土曜日の利用を含む	200 円	6,000 円
夏休み(8月)	8,000 円	土曜日の利用を含む	200 円	16,000 円
冬休み(12月)	2,000 円	土曜日の利用を含む	200 円	5,000 円
冬休み(翌1月)	1,000 円	土曜日の利用を含む	200 円	2,000 円

- ・常時利用の方が長期休業中に児童クラブを利用する場合、月額に加えて長期休業中の加算料金が必要となります。ただし、長期休業中に利用をしなかった場合は、通常料金のみとなります。
- ・一時利用の方が長期休業中に土曜日を利用する場合、上限に加えて土曜日の利用料が必要となります。
- ・利用料は月末締めで、翌月 10 日 (土日祝の場合は翌営業日) に J A 晴れの国岡山の口座から引き落としとなります。恐れ入りますが、J A 晴れの国岡山の口座をお持ちでないご家庭は、新規開設をお願いします。
- ・所定の期日に引き落としができなかった場合、同月 25 日に再度引き落とし手続きを行います。お支払いが滞った場合、ご利用をお断りするための手続きの一環として、小学校等へその旨をお伝えさせていただきます。ご了承ください。
- ・年度途中の利用形態 (常時利用・一時利用) の変更はできません。
- ・教材費、おやつ代は基本無償 (行事等で特別に費用を要した場合はご負担していただくことがあります。)

(3) 保育を必要とする事由について

・利用認定にあたっては保護者が以下の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが利用の要件となります。

「保育を必要とする事由」
(1) 両親、親族共に仕事をしており、児童が一人になる日及び曜日がある。
(2) 同居の親族を常時、介護または看護している。
(3) 疾病または負傷している。精神または身体に障がいがある。
(4) 震災、風水害、火災、その他の災害復旧にあたっている。
(5) その他、上記の (1) ~ (4) に類するものとして、管理者が認めるもの。

※家事および児童の集団生活が目的などの場合は該当しません。

(4) 利用選考・利用調整について

- ・(3)「保育を必要とする事由」を元に面談を行い、定員を超える利用希望があった場合は、保育の必要性の程度及び家族等の状況を選考し、保育の必要性が高い児童が優先的に利用できるように調整を行います。
- ・申込状況により、利用を見送りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

3. その他

- ・利用申込書は記入例を確認の上、正しくご記入ください。
- ・利用申込書の提出は、ほくぼう児童クラブの開所時間内に提出してください。
平日 14:30~18:00
土曜日 8:00~18:00 (利用児童がない場合、閉所しています)
- ・利用申込書は期間内に提出してください。期間を過ぎて提出された場合、受付できません。
- ・記載方法等で不明な点がありましたら、ほくぼう児童クラブまでお問合せください。
- ・利用するにあたっては、保護者会に入会していただきます。

面談の日程

利用希望者全てのご家庭と面談をおこないます。

日時 令和6年1月10日(水)~12日(金)

時間 15:00~18:30(一人15分程度)

※初めて利用される児童は親子でお越しください。3者面談です。

※継続希望児童は保護者のみです。

運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 秋桜会
事業者の所在地	岡山県真庭市五名574番地1
事業者の連絡先	【電話】 0866-52-4771 【Fax】 0866-52-4772
代表者名	理事長 奥田 健治

クラブの概要

自業種別	放課後児童健全育成事業
名称	ほくぼう児童クラブ
所在地	岡山県真庭市下砦部289番地
連絡先	【第1】 0866-52-4200 【第2】 070-3315-5921
管理者氏名	奥田 健治
利用児童定員	40名 (一時利用も含む)